

一般社団法人全国フードバンク推進協議会 フードバンク活動保険

(施設所有管理者賠償責任保険+生産物賠償責任保険+被害者対応費用担保追加条項+事故対応特別費用担保追加条項+漏水担保追加条項)



加入要件 一般社団法人全国フードバンク推進協議会の会員フードバンクであること

保険期間 2026年10月1日(午後4時)～2027年10月1日(午後4時)

募集期間 2026年8月3日(月)～2026年9月9日(水)

加入方法 右記のフォームより必要事項をご入力の上、ご依頼ください。

中途加入も可能です。詳細はP4をご確認ください。

二次元コードを
読み取りいただくか、
下記のURLに
アクセスください。



URL <https://forms.gle/jwiU5bsmtjUbZFhP7>

安心して『食品の寄附』を続けるために。

食品の提供や配布の現場では、思わぬ事故やトラブルが起こる可能性もあります。そんな万が一に備えて、フードバンクの現場をしっかりサポートいたします。

フードバンク活動を支える、5つの安心ポイント

全国フードバンク推進協議会の 会員向けの専用商品

本契約は、一般社団法人全国フードバンク推進協議会を契約者とする団体契約であり、会員フードバンク向けの専用商品となっています。

団体
契約

食品取扱量に応じた 合理的な保険料を実現

本契約は、食品取扱量(トン)をもとに保険料を算出します。年間取扱量にもよりますが、年間保険料2,060円^(注1)からご加入いただけます。



被害者対応費用 担保追加条項が自動付帯

本保険では、被害者対応費用担保追加条項が自動付帯されるため、被保険者が保険金が支払われる損害が発生するおそれを知った場合に、被保険者が被害者に償還としてお支払いする見舞金^(注2)も補償の対象となります。



手続きがわかりやすく、 加入しやすい

加入手続きはGoogleフォーム上で完結し、加入依頼書への捺印や事務手続きは発生しません^(注3)。

また保険料も保険料表で一目でわかるため、保険料の計算等は発生しません^(注4)。



ニーズに応じた プランの選択が可能

補償限度額によって2プランを用意しておりますので、加入者の希望に応じてプランをお選びいただくことが可能です。



ご加入の
皆さまへ

2026年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、保険料および補償内容の改定を行っています。更新に際し、必ず本パンフレットをご確認いただいたうえで、お申込みください。

(注1) 年間食品取扱量10トン以下で5,000万円プラン加入の場合

(注2) 被害者1名につき2万円(被害者死亡の場合は10万円)、保険期間中1,000万円限度となります。

(注3) 保険加入手続きの詳細はP4をご確認ください。

(注4) 食品取扱量が301トンを超える場合は事前に裏面のお問い合わせ先までご照会ください。

基本補償

本保険は、フードバンクの活動に起因して、第三者の身体の障害または財物の損壊が発生した場合に、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

■施設所有管理者特約条項 業務遂行や、施設・設備等に起因する法律上の賠償責任を補償します。

職員が食品の搬入中に
第三者にぶつかってケガを負わせた。



フードバンク施設の**外壁がくずれて**
破片が通行人に当たり**ケガ**を負わせた。



■生産物特約条項

提供した食品に起因する
法律上の賠償責任を補償します。



■被害者対応費用担保追加条項

対人事故が発生した場合に被害者へ慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償します。

フードバンクの管理上の**瑕疵が原因で**
提供した食品による**食中毒**が発生した。

フードバンクが提供した食品を摂取した
消費者から**体調不良の申し出**があり
慣習として**見舞金**を支払った。



■漏水担保追加条項

給排水管、暖冷房装置、冷凍装置、消火栓、スプリンクラー等から排出、漏えいまたは氾らんする液体、気体、蒸気等による第三者の財物の損壊に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を被る損害を補償します。

■事故対応特別費用担保追加条項

基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。

プランと年間保険料

下記の2プランより、食品取扱量とご希望のプランに応じて保険料をご確認ください。

食品取扱量が301トンを超える場合は事前に裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご契約プラン		Aプラン（5,000万円プラン）			Bプラン（1億円プラン）		
保 険 の 約 款 構 成		■賠償責任保険普通保険約款+賠償責任保険追加条項 ■施設所有管理者特約条項 ■生産物特約条項 ■被害者対応費用担保追加条項 ■事故対応特別費用担保追加条項 ■漏水担保追加条項					
保 険 金 額	施設所有管理者特約条項	身体・財物共通 1事故 5,000万円限度			身体・財物共通 1事故 1億円限度		
	生産物特約条項	身体・財物共通 1事故期間中 5,000万円限度			身体・財物共通 1事故期間中 1億円限度		
	被害者対応費用担保追加条項	1名につき2万円（死亡の場合は10万円） 保険期間中 1,000万円限度					
	事故対応特別費用担保追加条項	保険期間中 1,000万円限度					
	漏水担保追加条項	施設所有管理者特約条項の財物1事故保険金額と同額					
	損害てん補割合	100%					
	自己負担金額（免責金額）	0円（自己負担金額はありません）					

年 間 の 食 品 取 扱 量 （ トン ） 保 険 料	保 険 期 間	1年間 （10月1日始期）	8か月間 （2月1日始期）	4か月間 （6月1日始期）	1年間 （10月1日始期）	8か月間 （2月1日始期）	4か月間 （6月1日始期）
	10トン以下	2,060円	1,380円	690円	2,640円	1,760円	880円
	11トン以上 ～ 25トン以下	5,150円	3,440円	1,720円	6,600円	4,390円	2,210円
	26トン以上 ～ 50トン以下	10,300円	6,860円	3,440円	13,200円	8,800円	4,400円
	51トン以上 ～ 75トン以下	15,450円	10,300円	5,160円	19,800円	13,200円	6,600円
	76トン以上 ～ 100トン以下	20,600円	13,740円	6,860円	26,400円	17,600円	8,790円
	101トン以上 ～ 150トン以下	30,900円	20,610円	10,300円	39,600円	26,400円	13,210円
	151トン以上 ～ 200トン以下	41,200円	27,480円	13,730円	52,800円	35,200円	17,590円
	201トン以上 ～ 250トン以下	51,500円	34,340円	17,160円	66,000円	43,990円	22,000円
	251トン以上 ～ 300トン以下	61,800円	41,200円	20,600円	79,200円	52,800円	26,410円
	301トン以上	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算	個別計算

※トン数は小数点以下は切り上げとなります。(例)100.1トンの場合は101トン

※食品取扱量は直近で判明している数値(前年度の数値)を使用してください。 ※食品取扱量にはすべての食品・飲料品を含みます。

※事業開始後1年未満のフードバンクや直近で判明している数値がない場合は、年間の事業計画値をご申告ください。

補償内容の詳細

ご加入にあたって

- 保険契約者 一般社団法人全国フードバンク推進協議会
- 加入者 一般社団法人全国フードバンク推進協議会の会員フードバンク
- 被保険者 加入者(記名被保険者)、加入者の役員および使用人^(※)、加入者の下請負人^(※)、加入者の下請負人の役員および使用人^(※)
(※)加入者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。
- 保険の適用地域 この保険契約の適用地域は日本国内となります。
- 保険料の算出基礎 直近判明している年間の食品取扱量^(※)
(※)食品取扱量にはすべての食品・飲料品を含みます。
(※)事業開始後1年未満のフードバンクや直近で判明している数値がない場合は、年間の食品取扱量の事業計画値をご申告ください。
- 保険期間・募集期間・保険料払込期限
- 第1期 保険期間:2026年10月1日午後4時から2027年10月1日午後4時まで(1年間)
募集期間:2026年8月3日(月)から2026年9月9日(水)
保険料払込期限:2026年9月16日(水)
- (中途加入の場合)
- 第2期 保険期間:2027年2月1日午後4時から2027年10月1日午後4時まで(8か月間)
募集期間:2026年12月1日(火)から2026年12月25日(金)
保険料払込期限:2027年1月8日(金)
- 第3期 保険期間:2027年6月1日午後4時から2027年10月1日午後4時まで(4か月間)
募集期間:2027年4月1日(木)から2027年4月30日(金)
保険料払込期限:2027年5月7日(金)

ご加入方法

加入手続きはフォーム上で完結しますので、加入にあたって書類のご提出やご捺印等は不要です。

1 申込フォームにアクセス

二次元コードまたは下記のURLより申込フォームにアクセスください。
URL <https://forms.gle/jwiU5bsmtjUbZFhP7>

2 必要事項を入力して送信

必要情報(加入者情報・食品取扱量・加入プラン等)をご入力の上、送信ください。
複数の施設を運営している場合は、ご加入時にすべての施設の所在地をご報告いただく必要がございます。
また、保険期間の途中で施設の数や所在地に変更が生じる場合は変更の手続きが必要です。その場合、保険料の追徴や返れいは行いません。

3 確認メールを受信

一般社団法人全国フードバンク推進協議会より申込確認メールが届きます。
※フォーム送信後メールが届くまで2〜3営業日かかる場合があります。

4 保険料を指定口座へ振込

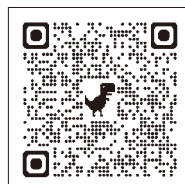
メールに記載の口座(下記の口座と同様です。)まで期限内に保険料をお支払いください。
※お振込みいただく際の振込手数料は加入者負担となりますのでご了承ください。
※期限までに保険料のお振込みがない場合は加入は取消となりますのでご注意ください。

5 加入者証をメールで受領

保険始期月以降に加入フードバンク宛に加入者証(PDF)をメールで送付いたします。
※必要に応じて印刷の上、保管ください。

- 保険料の振込先 PayPay銀行(金融機関コード0033) ビジネス営業部(店番号/支店コード:005)
普通預金 口座番号:1261091
口座名義:一般社団法人全国フードバンク推進協議会保険用
シャ) ゼンコクフードバンクスイシンキョウギカイホケンヨウ

お申込みは
こちらから



お支払いする保険金

- | | |
|---------------------|---|
| (1) 損害賠償金 | 被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をお支払いします。
<身体賠償事故の場合> 治療費、医療費、慰謝料など
<財物賠償事故の場合> 修理費、再調達に要する費用など
※修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。 |
| (2) 損害防止費用 | 被保険者が損害の発生や拡大を防止した際に支出した費用をお支払いします。 |
| (3) 緊急措置費用 | 損害の発生や拡大の防止の手段を講じたあとに賠償責任のないことが判明した場合であっても、被害者に対する応急手当、緊急処置のために支出した費用をお支払いします。 |
| (4) 権利保全行費用 | 被保険者が第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全・行使するために支出した費用をお支払いします。 |
| (5) 争訟費用 | 被保険者が事前に損保ジャパンの承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用をお支払いします。 |
| (6) 協力費用 | 被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパンが必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパンに協力するために支出した費用をお支払いします。 |
| (7) 被害者対応費用 | 対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要とした費用を補償します。 |
| (8) 事故対応特別費用 | 基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。 |

(注) 事故が発生したときまたは事故の発生するおそれのあることを知ったときは事故の発生または拡大を防止するため遅滞なく、生産物または仕事の目的物について回収措置(回収、検査、修理、交換その他適切な措置)を講じなければなりません。正当な理由なく、回収措置を講じなかったことによる損害については、保険金のお支払対象となりません。なお、被保険者が支出した回収費用については、保険金のお支払対象となりません。

保険金をお支払いできない主な場合

■賠償責任保険普通保険約款

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似的な自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族^(※)に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎりです。
 (※) 親族とは、6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
 なお、配偶者には次の者を含みます。
 ・婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 ・戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者
- ⑤ 記名被保険者の使用人が記名被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
- ⑥ 排水または排気によって生じた賠償責任
- ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

- ③ 給排水管、暖冷房装置、冷凍装置その他業務用または家庭用器具から排出、漏えい、汜らんする液体、気体または蒸気等による財物損壊に起因する賠償責任^(注1)
- ④ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物損壊に起因する賠償責任
- ⑤ 仕事の終了後(仕事の目的物の引渡しを要する場合は引渡し後をいいます。)または仕事を放棄した後において、その仕事の結果に起因する賠償責任^(注2)(ただし、被保険者が、機械、装置または資材を仕事の行われた場所に放置または廃棄した結果に起因する賠償責任を除きます。)
- ⑥ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れた施設外にあるその他財物に起因する賠償責任^(注3)
- ⑦ 支給財物の損壊に起因する賠償責任
- ⑧ 次のア〜ウに掲げる被保険者が、その被保険者の受託財物を損壊したことに起因する賠償責任
 ア. 記名被保険者の役員または使用人
 イ. 記名被保険者の下請負人
 ウ. 記名被保険者の下請負人の役員または使用人 など
 (注1) 漏水担保追加条項で補償の対象となります。
 (注2)(注3) 生産物特約条項で補償の対象となります。

■賠償責任保険追加条項

- ① 原子核反応または原子核の崩壊に起因する賠償責任
- ② 石綿または石綿を含む製品の有害な特性に起因する賠償責任
- ③ 汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、拡散、漏出等に起因する賠償責任
- ④ 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任
- ⑤ 記名被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ⑥ サイバー攻撃に起因する損害(法律上の賠償責任以外の見舞費用、医療費用、損失等を含む。)
- ⑦ PFASに起因する損害(オプションの追加条項のセットにより補償される各種費用等も含みます。)

■施設所有管理者特約条項

- ① 施設の新築、増改築、修理、取りこわし等の工事に起因する賠償責任
- ② 自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいう。)、航空機、エレベーター、エスカレーターまたは施設外にある船、車両(自動車および自転車等人力によるものを除く。)、動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任

■生産物特約条項

- ① 生産物または仕事の瑕疵に基づく生産物(その生産物そのものをいい、その他部分を含みません。)(または仕事の目的物(作業対象となった箇所をいい、その他の部分は含みません。))自体の損壊に対する賠償損害(その生産物もしくはその仕事の目的物の使用不能または廃棄、検査、修理、交換、取りこわしもしくは解体に起因する賠償責任も含みません。)
- ② 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売、引渡しもしくは施工した生産物または仕事の結果に起因する賠償損害(ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限ります。)
- ③ 被保険者が、機械、装置、または資材を仕事の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因する賠償責任
- ④ 不良完成品損害に起因する賠償責任
- ⑤ 不良製造品・加工品損害に起因する賠償責任
- ⑥ 生産物が次のアからウのいずれかに該当する場合は、その生産物がその意図された機能または性能を発揮しなかったことに起因する賠償責任(機能不発揮損害免責)
 ア. 医薬品等
 イ. 農薬取扱法に規定する農薬
 ウ. 食品衛生法に規定する食品
- ⑦ 生産物の回収措置に要した費用 など

上記以外にも保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

特にご注意いただきたいこと

I 契約締結時における注意事項

① 告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。
＜告知事項＞

加入依頼フォームおよび付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項^(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。
(注) 告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ① 記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ② 業務内容
- ③ 損保ジャパンが加入依頼フォーム以外の書面で告知を求めた事項
- ④ その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容
- ⑤ 特約別記載事項の生産物の販売形態欄に記載の事項

② 加入者証について

加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。

③ クーリングオフについて

この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象とはなりません。

II 契約締結後における注意事項

① 通知義務等

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、そのような事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入手続きの際にご入力いただいた事項に変更が発生する場合

(※) 加入時にご入力いただいた事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンに通知が必要となります。

- (2) 次の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンから重要なお連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くなかったときを除きます。
- (4) 重大な事由による解除等
保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められる場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

② ご契約を解約される場合

ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

III 万が一事故にあわれたら

① 事故が起こった場合のお手続き

事故が起こった場合は、ただちに、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の全部または一部をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または横保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】 24 時間 365 日

② 保険金の支払いについて

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

1. 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - 〈1〉 事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - 〈2〉 上記〈1〉について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - 〈3〉 損害賠償の請求の内容
 2. 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 3. 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 4. 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
 5. 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 6. 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 7. 上記の1.～6.のほか、損保ジャパンが特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- 示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

必要となる書類		必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など

④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書	など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書	など

●損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会 ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金支払われなかった場合がありますのでご注意ください。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

IV その他ご注意ください

① 共同保険と引受保険会社

本保険契約は下記の損害保険会社3社による共同保険契約であり、幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して、保険料の領収、保険証券の発行、保険金の支払いその他業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連携することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

損害保険会社等の間では、保険金支払いが迅速・確実に行われるよう、同一事故に関わる保険契約の状況や保険金請求の状況などについて確認を行っています。確認内容は、上記以外の目的には用いられません。ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(引受保険会社および引受割合)

損害保険ジャパン株式会社	(幹事)	80%
東京海上日動火災保険株式会社	(非幹事)	10%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	(非幹事)	10%

② 取扱代理店の権限

取扱代理店は、損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

③ 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

④ 個人情報の取扱いについて

●保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

●損保ジャパン(以下、「当社」と言います。)は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」と言います。)を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。

①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。

③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。

⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については当社公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

⑤ 訴訟により提起された場合

この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパンは日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

⑥ 質権の設定について

賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。

●加入依頼内容等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●保険料算出の基礎となる食品取扱量等のお客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●この保険の保険期間(保険のご契約期間)は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼フォーム等にてご確認ください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時(※)に始まり、末日の午後4時(※)に終わります。

(※)加入依頼フォーム等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼フォーム等にてご確認ください。

●この保険の最低保険料(注)は加入依頼フォーム等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。

(注)最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における保険料算出基礎数字により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、最近の会計年度の保険料算出基礎数字については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

**フードバンク活動保険の
お申込み手続きはこちらから!!**

URL <https://forms.gle/jwiU5bsmtjUbZFhP7>



**保険会社との間で問題を解決できない場合
(指定紛争解決機関)**

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

電話番号 **03-4332-5241** (全国共通)

おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】

平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(<https://www.sonpo.or.jp/>)

■このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ご契約者と被保険者(保険の補償を受けられる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

お問い合わせ先

[保険契約者(団体)]

一般社団法人全国フードバンク推進協議会

〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-8-17 土方ビル7F

TEL 03-6912-9444

(営業時間：平日午前9:00～午後5:00)

Email info@fb-kyougikai.net <https://www.fb-kyougikai.net>

[取扱代理店]

損保ジャパンパートナーズ株式会社 本店営業部

〒163-0417 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビルディング17F

TEL 03-6279-0646

(営業時間：平日午前9:00～午後5:00)

[引受保険会社(幹事)]

損害保険ジャパン株式会社 営業開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL 050-3808-3328 (営業時間：平日午前9:00～午後5:00)